

ごみ処理施設の使用を停止する期間及び使用承認の取消し等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、剪定等の搬入事業者を対象とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、ごみ処理施設使用に関する条例（昭和47年組合条例第2号。以下「条例」という。）及びごみ処理施設使用に関する条例施行規則（平成4年組合規則第3号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき、条例第1条第1項の管理者の承認（以下「承認」という。）を受けた者が、豊中市伊丹市クリーンランド（以下「組合」という。）のごみ焼却施設及びスリーR・センター（以下「施設」という。）に廃棄物を搬入する際における遵守事項並びに条例第4条に基づく処分及び指導（以下「処分等」という。）の基準その他必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法並びに条例及び施行規則に定めるところによる。

(遵守事項)

第3条 施設を使用する者は、条例及び施行規則で定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 他人の委託により、他人の排出した廃棄物を搬入しないこと（法第7条第1項の許可を受けた者及び承認を受けた者が搬入する場合を除く。）。
- (2) 一般廃棄物処理手数料を滞納しないこと。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、組合の職員が指示した事項に従うこと。

2 承認を受けた者と雇用関係にある者が行う搬入は、当該承認を受けた者が行う搬入とみなして前項の規定を適用する。

(搬入物検査等)

第4条 施設を使用する場合は、次の搬入物検査を実施することがある。

- (1) 展開検査 指定するフロアに廃棄物を排出又は検査装置に廃棄物を排出させ、当該廃棄物を確認する検査
- (2) 目視検査 検査員の目視により廃棄物を確認する検査

2 搬入物検査は、次に掲げる事項を確認することにより行うものとする。

- (1) 搬入しようとする廃棄物が、承認を受けた廃棄物の内容と相違ないこと。
- (2) 搬入しようとする廃棄物が、施行規則第4条及び第5条の規定に定める受入基準（以下「受入基準」という。）に適合していること。

(指導等措置命令)

第5条 管理者は、管理者の承認を受けた者が受入基準に違反しているとき、又は搬入物検査に協力しないときは、条例第4条に基づき、別表第1に定める措置を講ずるものとする。

る。

2 条例第4条の規定による施設の使用の停止は、通知書（様式第1号）の交付をもって行うものとする。

3 管理者は、前項の通知書を交付した後、当該通知書により指示された期間が終了する際は、使用停止解除通知書（様式第2号）を交付し、当該受入れの停止を解除するものとする。

4 条例第4条の規定による承認の取消しは、使用承認取消通知書（様式第3号）を交付して行うものとする。

（許可の取消し等による損害等）

第6条 承認の取消し若しくは施設の使用停止により、これらの対象となった者に損害が生じても、組合はその責めを負わない。

2 条例第4条の規定により施設の使用停止処分又は承認の取消処分を受けた場合は、施行規則第7条第3号に規定する講習への参加が出来なくなる場合がある。

（口頭による指導等）

第7条 管理者及び組合の職員は、承認を受けた者が、当該承認の内容と明らかに相違する一般廃棄物を組合の施設に搬入しようとするとき又は搬入物検査に協力しないため搬入しようとする一般廃棄物の内容が確認できないときは、口頭により直ちに必要な措置を講ずるようその場において指導するものとする。

（委任）

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

措置の区分		処分の内容
1	・ 条例第 4 条に該当する場合並びに施行規則第 4 条及び第 5 条に定める受入基準に違反したとき ・ 搬入物検査に協力しないとき	30 日間の施設使用停止
2	・ 区分 1 に該当する場合において、その違反等の態様が悪質又は重大であると管理者が認めたとき ・ 区分 1 の使用停止期間終了後に、再度使用停止要件に該当したとき	60 日間の施設使用停止
3	・ 区分 2 の使用停止期間終了後に、再度使用停止要件に該当したとき	施設使用承認の取消し

様式第1号（第5条関係）

通 知 書

豊中夕再第 号
年 月 日

様

豊中市伊丹市クリーンランド 管理者
豊中市長 印

ごみ処理施設使用に関する条例（昭和 47 年組合条例第 2 号）第 4 条の規定により下記の措置を行いましたので、ごみ処理施設の使用を停止する期間及び使用承認の取消し等に関する要綱第 5 条の規定により、次のとおり通知します。

違反事項を確認した日	年 月 日
措置の区分	施設の使用停止
理 由	
使用停止の始期及び期間	

※注 (裏面へ)

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市伊丹市クリーンランド管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市伊丹市クリーンランド管理者を被告として（訴訟において豊中市伊丹市クリーンランドを代表する者は豊中市伊丹市クリーンランド管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分（審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分（審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 上記1及び2の期間を経過後であっても、正当な理由があるときは、審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第2号（第5条関係）

使用停止解除通知書

豊中夕再第 号
年 月 日

様

豊中市伊丹市クリーンランド 管理者
豊中市長 (印)

年 月 日付け 第 号で通知した施設の使用の停止を解除するの
で、通知します。

使用の停止を解除する日	年 月 日
-------------	-----------------

様式第3号 (第5条関係)

使用承認取消通知書

豊中夕再第 号
年 月 日

様

豊中市伊丹市クリーンランド 管理者
豊中市長 印

ごみ処理施設使用に関する条例（昭和 47 年組合条例第 2 号）第 4 条の規定により、次のとおり施設への搬入について承認を取り消すので、ごみ処理施設の使用を停止する期間及び使用承認の取消し等に関する要綱第 5 条の規定により通知します。

取り消した承認 の内容	承認した日	年 月 日
	承認番号	
	有効期限	年 月 日
	廃棄物排出場所	豊中市・伊丹市
	搬入物の内容	
承認取消しの日	年 月 日	
取消理由		
再承認の時期		

※注 (裏面へ)

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市伊丹市クリーンランド管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市伊丹市クリーンランド管理者を被告として（訴訟において豊中市伊丹市クリーンランドを代表する者は豊中市伊丹市クリーンランド管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分（審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分（審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 上記1及び2の期間を経過後であっても、正当な理由があるときは、審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。